

営業キャッシュフローにおける調整項目 としての特別損益の機能

The Function of Extraordinary Profit and Loss to Adjust Income before Income Taxes to the Net Cash Provided by Operating Activities

村橋剛史

MURAHASHI Takeshi

経営学科

Murahashi@alice.asahi-u.ac.jp

要旨

企業の収益性分析においては、損益計算書のうち主に経常損益が用いられるが、キャッシュフロー計算書では営業キャッシュフローが税金等調整前当期純損益を計算開始利益とするため、両者の関連がわかりづらいものとなっている。税金等調整前当期純損益と営業キャッシュフローの調整項目の中身を細かく分析すると、特別損益の多くは税金等調整前当期純損益から調整項目の中で戻し加減されている。営業キャッシュフローの調整項目を特別損益項目とそれ以外に分けて、税金等調整前当期純損益に特別損益項目を調整した後の損益は、経常損益にかなり近い損益となる。したがって、調整後損益から特別損益以外の項目をさらに調整する形に営業キャッシュフローの調整を整理することで、利益と営業キャッシュフローとの関係をより理解しやすくなる。特別損益として戻し加減される調整項目も細かくみると、非資金損益項目で営業キャッシュフロー上戻し加減が行われているもの、投資キャッシュフローや財務キャッシュフローに記載されるため戻し加減が行われているもの、重要な損益項目であるため一旦戻し加減を行ったうえで、受取/支払の実額を小計の下で調整したものに分けられ、調整の内容が異なる。税金等調整前当期純損益と経常損益の差は上記の特別損益特有の調整項目を調整することでかなり小さくすることができ、営業キャッシュフローを経常損益との比較で理解することが容易になる。このように営業キャッシュフロー計算書の調整項目と、損益計算書の損益項目との関連をより整理することで、収益性分析とキャッシュフロー分析相互の関連が明確になり、財務分析をより深めることができる。また、特別損益は非資金損益項目が多く、損益に影響を与えてもキャッシュフローにあまり影響を与えないことが多いこともわかった。

キーワード：営業活動によるキャッシュフロー、経常損益、特別損益、非資金損益項目

1. はじめに

キャッシュフロー計算書は、1998年に定められた「連結キャッシュフロー計算書等の作成基準」を受け、財務諸表規則・連結財務諸表規則により作成が義務づけられ、現在では貸借対照表、損益計算書と並ぶ財務諸表の1つとなっている。

しかし、財務分析においては今なお貸借対照表、

損益計算書が中心でキャッシュフロー計算書は十分に活用されていないように思われる。

その1つの理由として、間接法による営業キャッシュフローは損益上あまり重視されていない税金等調整前当期純損益¹を計算開始利益として調整過程が示されることがあげられる。このため、損益計算書と営業活動によるキャッシュフロー（以後、営業キャッシュフローとする）との

関係がわかりづらいものとなっている。損益計算書では、営業利益、経常損益、当期純損益が重視されるが、営業キャッシュフローでは税金等調整前当期純損益が計算開始利益であるために、これらの利益と営業キャッシュフローとの関係がダイレクトに表示されない。このため、損益計算書とキャッシュフロー計算書の関係がつかみづらいものとなっている。

本稿では、経常損益と税金等調整前当期純損益との差である特別損益の内容を分析し、それは営業キャッシュフロー上どのような効果を生じているかを分析する。それをもとに、営業キャッシュフローの調整項目を特別損益項目とそれ以外の調整項目に分け、税金等調整前当期純損益に特別損益を調整し、一旦経常損益に近い損益を計算する手法について考察を加える。最後に、これら分析したことをもとに営業キャッシュフローの財務分析における意義について若干の考察を試みる。

2. 営業キャッシュフローと特別損益

キャッシュフロー計算書には直接法と間接法があるが、日本におけるほとんどの上場企業は間接法によりキャッシュフロー計算書を作成している。間接法はキャッシュフローの総額が表示されておらず実際の資金の流れがつかみにくいという短所がある。一方、税金等調整前当期純損益から出発して調整項目を加減して営業キャッシュフローを算出するため、損益計算書とキャッシュフロー計算書とのつながりがわかりやすいという長所がある。(連結キャッシュフロー計算書等の作成基準に関する意見書三、4)

間接法によるキャッシュフロー計算書では、税金等調整前当期純損益から出発して、調整項目を加減するのであるが、その調整過程は次の通りで

ある。(財務諸表規則102条、連結財務諸表規則84条、連結キャッシュフロー計算書等の作成に関する実務指針¹²⁾

- ①税金等調整前当期純損益(税引前当期純損益)
- ②非資金損益項目
- ③受取利息、支払利息などの損益項目
- ④営業活動に係る資産および負債の増減
- ⑤投資活動によるキャッシュフローや財務活動によるキャッシュフローに記載される損益項目
- ⑥小計(①～⑤の合計)
- ⑦受取利息、支払利息などの現金受取支払額
- ⑧法人税等支払額

一般的に、①から⑤の項目を加減して、小計を求め、小計に⑦、⑧を加減して営業キャッシュフローを算出するという形で表示されている。⑥の小計の数字は、営業キャッシュフローのうち財務損益などの営業外損益・特別損益と法人税額を調整する前のキャッシュフローを表している。したがって、⑥の小計は損益計算書では営業外損益・特別損益・法人税等を調整する前の営業損益に対応するキャッシュフローといえる。²⁾

ここで②、⑤にはいろいろな項目が含まれるが、②に含まれる主なものは、次のとおりである。(友田2012p.58) 有価証券評価損益、投資有価証券評価損、減価償却費、固定資産除却損・廃棄損、減損損失、無形資産償却費、貸倒損失、貸倒引当金増減額、賞与引当金増減額、退職給与引当金増減額。特に減価償却費が金額も大きく重要である。

また、④はさまざまな項目が含まれる。営業キャッシュフローは商品の調達や役務の購入に資金を支出し、商品やサービスを販売することによって収入を得るという営業活動によって生じたキャッシュフローを主に表している。しかし、災害による保険金収入、損害賠償金の支払いなど投資キャッシュフローや財務キャッシュフローに含

¹⁾ 税金等調整前当期純損益は、連結決算上の概念で単独決算では税引前当期純損益がこれに該当する。本稿での調査は、単独決算についてのものなので、税引前当期純損益と記載すべきかもしれないが、混乱を招かないように、多くのキャッシュフロー計算書の文献が税金等調整前当期純損益と書かれていることに合わせて、厳密には税引前当期純損益にあたるものも本稿では税金等調整前当期純損益と記した。

²⁾ 中野=清水(2006)p.8、友田(2012)p.61ほか
連結キャッシュフロー計算書等の作成に関する実務指針7
に同旨の内容が記載されている。

まれないキャッシュフローがすべて営業キャッシュフローに含まれる。このため、未収金・未払金、預り金の増減など営業損益計算と直接関係ない資産や負債の変動などさまざまな性質を持つキャッシュフローが含まれる。(連結キャッシュフロー計算書等の作成に関する実務指針⁷)したがって、税金等調整前当期純損益にこれらの調整項目を加減して営業キャッシュフローを導く調整を行う必要がある。

③、⑦の調整は、受取利息・受取配当金、支払利息に関するキャッシュフローについては個別に記載するよう定められているため、これらの損益を一旦戻し加減、受取や支払の実額を加減するものである。(財務諸表規則106条、連結財務諸表規則88条)なお、受取利息・配当金のキャッシュフローを財務収支に、支払利息のキャッシュフローを投資収支に記載する方法も認められている。³

国際会計基準では、計算開始利益は決められていないが、税金等調整前当期純損益か、当期純損益が想定されている⁴。当期純損益を計算開始利益とする場合は、法人税等の金額を一旦足し戻す調整が必要になるため、日本では税金等調整前当期純損益を計算開始利益としている。(財務諸表規則102条、連結財務諸表規則84条)したがって、営業キャッシュフローと経常損益、営業損益との直接の関連づけは行われていない。

一方、経常損益と税金等調整前当期純損益の差である特別損益は、当期の経常的な活動以外から生じた損益で、臨時損益と前期損益修正とがある。

このうち、前期損益修正については、2009年に策定された「会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準」によって、変更・修正は遡及適用し過去の財務諸表を修正するか、または将来適用し今期以降の損益に反映させることが原則となったため、今後は基本的に発生しない⁵。

臨時損益は、主たる営業活動以外で臨時的、突発的に生じた損益をいう。臨時損益の具体的項目として企業会計原則注解では、固定資産売却損益、売買目的以外の有価証券の売却損益、災害損失があげられている。このほかにも特別利益としては、償却債権取立益、貸倒引当金戻入益、保険差益、債務免除益、社債償還損などが考えられており、特別損失としては役員退職金、投資損失引当金繰入、盗難損失、社債償還損などが考えられていた。

企業会計原則では、特別損益は特殊要因として考えられていたが、いわゆる新会計基準の制定により減損損失など新たに特別損益となった項目が少なくない。そのため、特別損益は全体的には以前に比べ増大していると考えられる。

なお、注意すべきことは本来特別損益に該当する項目であっても、金額の僅少なものと毎期経常的に発生する項目については、経常損益に含めることができることである。(企業会計原則注解12)そのため、営業キャッシュフローの調整項目と特別損益の対応関係がよりわかりにくいものとなっている。⁶

このような特別損益が営業キャッシュフロー上どのように調整されているかが明確になれば、税金等調整前当期純損益から特別損益を差し引いた(経常的)損益と営業キャッシュフローを関連づけられる。しかし、特別損益について営業キャッシュフローの中でどのように調整されるのかを詳細に検討した研究は見られない。本稿では実際の有価証券報告書をもとに、実際にどのような特別

³ キャッシュフロー計算書に関する国際会計基準IAS 7号 (International Accounting Standard No.7 (IAS 7) Cash flow statements para.31-33)でも、利息収入・配当金収入は営業キャッシュフローまたは投資キャッシュフローに、利息支出・配当金支出は営業キャッシュフローまたは財務活動のキャッシュフローに個別に表示が義務づけられている。

⁴ 国際会計基準でも(税金等調整前)当期純損益以外を計算開始利益とする方法も認められている。例えば営業利益を計算開始利益とした場合、メリットとして、キャッシュフロー計算書に示される調整項目の数が減り、キャッシュフロー計算書の利用者の理解を助けることが挙げられている。(監査法人トーマツ(2010) p.616)(なお、IAS 7では計算開始利益について特段の規定はない IAS 7 para 18, 20)

⁵ 会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準は2012年3月決算の企業から適用される。

⁶ 伊藤(2005) pp. 231-233、680-684では、営業外損益と特別損益とのクロスオーバーが生じている原因として、企業会計原則注解12に加え、企業の会計政策上の問題を指摘している。

損益が発生し、それが営業キャッシュフローにどのような調整を生じているかを調査研究する。

3. 先行研究

営業キャッシュフローと損益計算書との関連がわかりづらいというキャッシュフロー計算書表示上の問題については、中野=清水（2006）に詳しい検討がなされている。中野=清水（2006）では営業利益と営業キャッシュフローを関連づける方法および間接法から直接法類似の中立法を導き出す方法が論じられている。このうち、本研究と直接的に関係するのは前者の方法である。

前者の方法としては、①税金等調整前当期純損益を計算開始利益とするが、調整項目のうち営業外損益、特別損益に関連する項目のみを調整し、営業利益に近い実質計算開始利益を導き、これに営業資産・負債の調整、営業利益に関係する非資金損益項目を調整して小計を算出する方法、②営業利益を計算開始利益として、営業資産・負債の調整、営業利益に関係する資金調整項目の調整を行い、さらに営業外損益、特別損益にあたる収支項目について調整を行う方法が示されている。

①の方法は、現行のキャッシュフロー計算書をもとにしたもので、本稿もこの考え方をベースとしている。しかし、先行研究は調整項目の配列を変えることで営業損益類似の実質計算開始利益を算出し、売上債権など営業活動との関連が強い重要な調整項目と区別しようとするものである⁷。1企業による事例で営業外損益や特別損益については一部の項目のみ検討されており一般化できるかどうかははっきりしない。そこで、より一般性を高めるため、本稿では約200社の実際の損益計算書を調査し、実際に発生しているさまざまな特別損益について営業キャッシュフロー上どのような調整が行われているかを検討する。この検討にあたっては、特別損益の会計的特質を十分に踏まえ、単なるデータの集計に終わらない形で分析を行う。

しかし、企業によって表示科目はさまざまに異なり、網羅的に企業の特別損益を調べることはきわめて困難である。また、営業外損益は企業によってさまざまなものが含まれ、具体的な中身が示されないことも多い。本稿では考察の対象を具体的な内容が明確な特別損益項目に絞り、営業キャッシュフロー上どのように調整されるかを明らかにしようとするものである。

なお、②の方法では、営業利益と営業キャッシュフローとが直接関係づけられる。また、営業キャッシュフローのうち営業損益計算に関わる純営業キャッシュフローを現在の小計の代わりに算出することとしており、営業利益と営業キャッシュフローの関係がよりわかりやすくなる。しかし、キャッシュフロー計算書の表示については財務諸表規則に明文で規定されており、その変更には多くの検討が必要で容易ではない。本稿では、現在のキャッシュフロー計算書の規定を前提にして分析を行い、キャッシュフロー計算書の表示形式の変更については、考察から得た示唆を示すにとどめることとする。

本稿は、営業キャッシュフローの調整項目を特別損益関連項目とそれ以外の項目に分け、営業キャッシュフローの分析をより容易にすることが主な目的であり、その点では先行研究と同じ考えに基づくものである。しかし、特別損益項目個々について実際の財務諸表を調査し、その会計的機能をもとに営業キャッシュフローへの影響を明らかにすることをめざしている点が先行研究と異なっている。

また、友田（2012）では、具体的な実務に役立つ事例をあげながら、間接法による営業キャッシュフローの作成方法、理論的内容が詳しく検討されている。本研究において具体的な内容の考察は本書によるところが大きい⁸。

4. 実際の財務諸表における特別損益

以上の事前調査をもとに、実際の有価証券報告

⁷ 固定資産売却損益、貸倒引当金戻入益、為替差損益について営業外・特別損益の調整項目として調整が行われている。

⁸ 柴谷（1999）pp. 224-226にも一部の項目について分析が行われており、これも参考としている。

書をもとに調査分析を行った。まず、損益計算書により、特別損益としてどのような項目があるか調査し、さらにそれがキャッシュフロー計算書でどのように営業キャッシュフローに反映されているかを調査した。

調査対象の有価証券報告書はジャスダック上場企業のうち非連結決算企業で2011年4月から2012年3月までの決算期のものである。特殊性のある不動産業及び金融業、決算期変更や連結から非連結に変わり時系列の把握が困難な企業、直接法により作成している企業は調査対象から外した⁹。この結果、調査企業数は182社となった。ジャスダックの非連結企業を選んだ理由は、東証一部上場会社はほとんどが連結決算でかつ海外子会社も多く連結されていること、事業の多角化が進み事業構造が複雑でそれにより財務内容が複雑で十分な分析ができない可能性があるためである。ジャスダックの非連結企業は事業構造が比較的単純であり、特別損益項目の内容について理解、把握しやすいと考えた。

金額については、企業の規模がばらばらであるため、すべて売上に対する比率に直し、その比率を集計、分析した。なお、数値に関しては利益率が売上の数%程度であることから、0.01%の位まで求めることとし、0.01%未満を四捨五入した。

税金等調整前当期利益¹⁰の平均値は4.45%で、経常損益の平均値は5.04%である。また、税金等調整前当期利益と経常損益の差額の絶対値の平均は1.19%である。この数字は、利益率から考えると小さくない数字である。ただし、これは182社の中に会社再建などにもない特別損益が10%以上と非常に大きい企業4社の影響が大きく、この4社を除くと差額の絶対値の平均は0.78%となる。また、特別損益がない企業も16社あった。

この182社の特別損益項目を集計した結果は表1、表2のとおりである。なお、科目名は企業に

よって微妙に異なるため、性質の似ている科目については統合して集計した¹¹。

表1 特別利益項目の集計結果

特別利益項目	件数	対売上比の平均値
固定資産売却益	35	0.38%
貸倒引当金戻入	24	0.17%
受取補償金、受取保険金、保険解約益	23	1.16%
投資有価証券売却益	14	0.27%
特別引当金戻入益	7	0.36%
受入助成金、補助金	7	0.26%
事業譲渡益	5	0.61%
本社移転、店舗閉鎖引当金戻入	5	0.09%
新株予約権戻入益	5	0.13%
退職制度、年金制度変更益	3	1.17%
賞与引当金戻入	3	2.41%
資産除去債務戻入	3	0.04%
過年度損益修正益	3	0.04%
受取損害賠償金	2	0.32%
賃貸借解約益	2	0.05%
その他	11	0.07%

表2 特別損失項目の集計結果

特別損失項目	件数	対売上比の平均値
固定資産除却損	95	0.11%
減損損失	67	0.60%
資産除去債務制度適用に伴う影響額	57	0.39%
投資有価証券評価損	47	0.20%
災害損失	26	0.26%
店舗閉鎖損失	18	0.18%
固定資産売却損	17	0.04%
特別退職金	10	0.52%
投資有価証券売却損	8	0.04%
店舗閉鎖損失引当金繰入	8	0.17%
賃貸借契約解約損	6	0.28%
本社等移転費用	5	0.15%
退職制度改定損	5	2.21%
貸倒引当金繰入	5	0.05%
訴訟関係費用	4	0.77%
固定資産圧縮記帳損	3	7.24%
事業分離による損失	3	0.81%
棚卸資産除却損	3	0.44%
義援金、寄付金	3	0.36%
特別対策費	2	1.54%
その他	26	0.08%

この結果から、特別損益には企業によって多様な項目があることがわかる。中でも減損損失、固定資産売却益、固定資産売却損、固定資産除却損といった固定資産に関する項目が比較的多い。また、資産除去債務制度適用に伴う影響額は2011年

⁹ 今回調査したジャスダック非連結企業のうち直接法の採用企業は2社であった。

¹⁰ 注1で記載した通り、単独決算であるから、厳密には税引前当期純損益である。

¹¹ 投資有価証券には、ゴルフ会員権・出資金・関係会社株式を含む。キャッシュフロー上は売買、評価に伴い同じ調整となるため一括した項目とした。

3月決算の企業から「資産除去債務に関する会計基準」が適用されたため適用初年度にのみ生じる一過性のものである¹²。

金額の大きさも項目によってかなりばらつきがある。受取補償金・受取保険金・保険解約益は1.16%とかなり金額が大きい。また、退職制度の変更に関する利益や損失も比較的金額が大きい。一方、投資有価証券や固定資産の売却損、固定資産の除却損などは比較的小さい。なお、賞与引当金戻入や固定資産圧縮記帳損の金額が大きいのは、件数が少なく1社非常に金額の大きい企業があったため、一般的に大きいものではない。

次に、特別損益の項目が営業キャッシュフロー上どのように調整されているかを調べた。特別損益上は別の項目であっても、営業キャッシュフロー上は1つの調整項目である場合は、合算して記載した。また、小計の上で調整が行われていれば小計の下で受取額・支払額を再調整していても調整ありとした。これは、小計の上が概ね営業損益計算の対象となった取引によるキャッシュフローの合計額を表すため、特別損益にあたる項目が資金の増減を生じた場合は、小計の下に記載することが望ましいためである。(連結財務諸表等におけるキャッシュフロー計算書の作成に関する実務指針12)

この結果を示すと下の表3のとおりである。右から2番目の「不一致」とあるのは、営業キャッシュフロー上の調整項目と特別損益項目の金額が異なる場合である。また、一番右の「調整のみあり」というのは、特別損益上にはないが、営業キャッシュフローの調整項目として存在している場合である。したがって、項目全体の件数から調整なし、不一致、調整のみありの3つの件数を除いたものが特別損益の項目と営業キャッシュフロー上の調整項目について項目と金額が一致した件数である。なお、特別損益と営業キャッシュフローの調整項目の関連については、項目名称が異

なっても実質的に同じ内容であるものと関連づけた。(例えば、店舗閉鎖損失引当金繰入と店舗閉鎖損失引当金増減)

表3 特別損益項目の営業キャッシュフローにおける調整状況

特別損益項目	件数	調整なし	不一致	調整のみあり
固定資産売却損	95	4	7	5
減損損失	67	0	0	0
資産除去債務制度適用に伴う影響額	56	3	0	0
投資有価証券評価損	47	2	0	3
固定資産売却損益	41	1	2	2
災害損失	26	10	2	1
貸倒引当金戻入	24	0	24	多数
受取補償金、受取保険金、保険解約益	23	9	2	4
投資有価証券売却損益	20	0	1	1
店舗閉鎖損失	18	6	1	1
特別退職金	10	7	0	0
店舗閉鎖損失引当金繰入	8	4	2	6
特別引当金戻入益	7	4	1	0
受入助成金、補助金	7	3	0	2
賃貸借契約解約損益	9	6	3	0
退職制度改定損	5	4	0	0
事業譲渡益	5	1	0	0
本店移転費用	5	3	0	0
本社移転、店舗閉鎖損失引当金戻入	5	2	3	0
新株予約権戻入益	5	2	0	0
訴訟関係費用	4	2	0	1
退職制度、年金制度変更益	3	3	0	0
賞与引当金戻入	3	0	3	多数
資産除去債務戻入	3	2	0	0
過年度損益修正益	3	3	0	0
固定資産圧縮記帳損	3	0	0	0
事業分離による損失	3	1	0	0
棚卸資産除却損	3	2	0	0
義授金、寄付金	3	3	0	0
受取損害賠償金	2	1	0	0
特別対策費	2	1	0	0
その他特別利益	11	8	1	0
その他特別損失	26	18	4	0

減損損失のように特別損益項目が営業キャッシュフロー上も独立した調整項目になっているもの、災害損失のように一部の企業で調整項目となっているもの、貸倒引当金戻入のように他の貸倒引当金の変動項目と合算された調整項目となっているもの、など調整されるパターンは特別損益項目によりさまざまになっている。

以上の結果をもとに、各項目の会計的性質を考慮しながら特別損益項目の整理、分析を次に行う。

¹² 今回の調査では2011年4月～2012年2月決算の企業は対象であるが、2012年3月決算の企業は適用2期日なので発生しない。

5. 調査の分析と特別損益項目の整理

特別損益項目によって、営業キャッシュフローの調整方法は異なるため、特別損益項目の会計的性質を考慮に入れながら特別損益を分類することが有効である。

まず、特別損益と営業キャッシュフローの調整項目との対応関係によって、①特別損益と営業キャッシュフローの調整が1対1となっている場合、②特別損益は営業キャッシュフローの調整を含むが営業キャッシュフローの調整項目としては他の取引と合算した金額が調整される場合、③特別損益のうち金額の一部に営業キャッシュフローの調整を含む場合、④特別損益が資金増減項目であり特段の調整を行わない場合、の4つに分けられる。

この中で①特別損益と営業キャッシュフローの調整項目がほぼ1対1対応になっている項目はさらに次のように分類される。なお、この分類を行うにあたっては、友田（2012）pp.50-65を参考にした。

A. 特別損益項目が非資金項目で営業キャッシュフロー上独立した調整項目として表示されるもの¹³

これは、さらに次の2つに分類される。

A-1 資産の評価損益項目

評価損益は貸借対照表の資産の価値が変更になるものであり、資金の動きが生じないためキャッシュフロー上は調整が必要となるものである。

具体例としては、減損損失、投資その他の資産の評価損（投資有価証券評価損やゴルフ会員権評価損など）、固定資産除却損・廃棄損、固定資産圧縮記帳損などがあげられる。調査では営業キャッシュフロー上の調整項目になっていない場合、調整項目と金額が相違している場合があるがこれに

ついては後述する。

なお、未実現利益が認められないことから、この項目は特別損失として発生し（特別利益は発生しない）、営業キャッシュフローの調整としては常に加算項目となることに注意が必要である。

A-2 引当金など非資金的負債の増減

引当金繰入、引当金戻入とも非資金的損益項目であり、キャッシュフロー上は調整を必要とする。引当金ではない債務の見積もりが予定と異なり戻入した場合も含まれる。

具体的には、新株予約権戻入益、店舗閉鎖損失引当金繰入・戻入などがあげられる。

しかし、引当金から資金支出を行った場合にも引当金の減少が生じるため、注意が必要である。営業キャッシュフローの調整項目が引当金の増減額として行われる場合は特別損益の金額とキャッシュフローの調整額は必ずしも一致しない。これは、実際に資金支出して引当金が減少した場合もあるからである¹⁴。このような問題を防ぐには、調整項目としては引当金の繰入・戻入による増減のみを記し、実際に資金支出して引当金が減少した場合は、小計の下で資金支出を調整する形にする必要がある。実際にこのような処理を行っている企業も少数だが存在する。

B. 特別損益項目は投資キャッシュフローや財務キャッシュフローの中で反映されるため、営業キャッシュフローから除かれる項目

¹³ 店舗閉鎖損失引当金の例だと次のとおりである。

（1期）簿価85の店舗について次期に閉鎖を予定し、店舗の廃棄と現金支出15が見込まれているので店舗閉鎖損失引当金100を計上する。

（営業キャッシュフロー上の調整項目の表示）

店舗閉鎖損失引当金の増減 100

（2期）店舗の閉鎖に伴う現金支出は10であり、見込みとの差額5を戻入する。

（営業キャッシュフロー上の調整項目）

（A法） 店舗閉鎖損失引当金の増減△15

（B法） 店舗閉鎖損失引当金の増減△5

小計

店舗閉鎖に伴う支出 △10

A法だと第2期の特別損益と引当金の増減の金額が一致しないが、B法だと特別損益と引当金の増減が一致する。利用者から見ればB法のほうがわかりやすいが、小計の下に資金収支の実際額を書くかどうかは企業の判断に委ねられており、実際はA法による記載が多い。

¹⁴ 友田（2012）pp.56-61では、非資金損益項目を営業活動に係る資産・負債から生じたものとそれ以外に分けて個々の項目を詳細に分けている。営業活動に係る資産・負債から生じたものは営業損益に反映され、本稿ではそれ以外のうち特別損益に該当する項目について述べている。

特別損益単独で考慮するよりも、その項目が発生する原因となる取引が投資資産の増減や負債・資本の増減によるものであり、投資キャッシュフローや財務キャッシュフローの中にまとめて計上するほうがよいと考えられる項目である。

具体的には、固定資産売却損益、投資有価証券売却損益、事業譲渡損益、保険解約損益、補助金収入、社債償還損益などがある¹⁵。

C. 特別損益項目には（一部）資金の増減を伴うが、小計の前に損益の金額を戻し加減し、その損益項目に係る資金の増減の実額を小計の下で調整する場合。

小計の前の調整する損益の金額と小計の下で調整する金額は一致する場合も一致しない場合もある¹⁶。

ただし、どの損益項目について小計の下に実額を記載するという事は定められておらず、このような調整を行っている項目は企業によってまちまちである。財務諸表規則のひな型では損害賠償損失が例示されており、これに類するもので重要なものについてこの小計前と小計以降の調整を行うべきものと考えられる。実際には、災害損失や本社転移費用などがこの形で調整されていることが多い。

次に、②の特別損益は営業キャッシュフローの調整を含むが営業キャッシュフローの調整項目としては他の取引と合算した金額が調整される場合には、貸倒引当金繰入・戻入、退職制度・年金制度変更に伴う損益などがあげられる。たとえば、貸倒引当金だと一般管理費、営業外費用として処理している貸倒引当金繰入や売上債権が貸倒れ、貸倒引当金が減少した場合なども含めた貸倒引当

金の増減額として調整が行われる。

また、③の特別損益のうち一部に営業キャッシュフローの調整を含む場合には、災害損失、店舗閉鎖損失などがある。この場合は、特別損益項目が資金の増減を伴う部分と資金の増減を伴わない部分の両方を含んでいる。たとえば、店舗閉鎖損失だと店舗閉鎖に伴い固定資産の価値がなくなる部分は現金支出を伴わないが、店舗閉鎖に伴い廃棄処分などで現金支出が発生する場合もあり、その場合は店舗閉鎖損失のうち資金の増減を伴わない部分が営業キャッシュフロー上、調整される。

最後に、④の特別損益項目が資金増減項目であり特段の調整を行わない場合には、特別な寄付金や義捐金、償却債権取立益などがある。

以上のように、特別損益が営業キャッシュフロー上どのように調整が行われているかを見てみると内容はさまざまであるが、割合に非資金損益項目が多いように考えられる。そこで、特別損益項目のうちキャッシュフロー上に影響を与える項目と影響を与えない項目の比率を集計し、実際に非資金損益項目が多いことを確認した。その結果は、表4のとおりである¹⁷。実際も特別損益はキャッシュフローにあまり影響を与えていないことが多いことが確認できた。

表4 特別損益項目がキャッシュフローに与える影響

	1社当たり調整件数	1社当たり調整額 (売上比)
特別損益項目全体	3.25	0.14%
明らかに影響なし	1.93	0.74%
明らかに影響あり	0.34	0.26%

このように特別損益には非資金損益項目が多く、また投資キャッシュフロー・財務キャッシュフローに反映されるため営業キャッシュフローでは調整が必要になる項目もある。したがって、税金等調整前当期純損益から始まる営業キャッシュ

¹⁵ 1 受取補償金、受取保険金については、滅失した固定資産の補てんとなるもので投資キャッシュフローに記載されることが多いが、生命保険解約金などは営業キャッシュフローに記載される。営業キャッシュフローの小計の前で調整が行われるかどうかが重要であり、名称では区別が困難であることからここでは一律に特別損益の調整項目とした。

¹⁶ 例えば、災害損失30のうち、今期20の現金支出、次期10の現金支出の場合は
災害損失 30
小計
災害損失による支出 20 となる。

¹⁷ 「影響なし」の項目は原則として営業キャッシュフローで調整が必要となる項目である。なお、固定資産売却損益のような勘定は影響ありともなしとも言い難いためどちらにも含めていない。

ローにおいて、多くは特別損益を逆に足し戻す調整が行われている。しかし、すべての特別損益が調整項目となるわけではないため、営業キャッシュフローが特別損益によりどのように調整が行われるかは、営業キャッシュフローの調整項目を調査し、どれが特別損益の調整にあたるかを再度検討することが必要となる。

6. 営業キャッシュフローからみた特別損益の調整

営業キャッシュフローを分析する観点から考えると、営業キャッシュフローの計算開始利益である税金等調整前当期純損益に、調整項目のうち特別損益によるものを調整した後の損益（以後、調整後損益¹⁸という）を算出することが有益である。これによって、営業キャッシュフローの調整項目を特別損益によるものとそれ以外の要因に分けて理解できるからである。

すなわち、営業キャッシュフローの小計より上を

税金等調整前当期純損益 (A)

減損損失など特別損益による調整項目(B)

調整後損益 (C) = (A) + (B)

その他の調整項目 (D)

小計 (E) = (C) + (D)

という形で整理しなおすのである。この場合、調整後損益がほぼ経常損益に対応する損益と考えられる。

このためには、特別損益が営業キャッシュフロー上どのように反映されているかではなく、営業キャッシュフローの調整項目がどのように特別損益を反映させているかを調べる必要がある。営業キャッシュフローの調整項目により特別損益によるものとそれ以外の要因によるものとに分けられることが簡便であり、実益がある。そこで、営業キャッシュフローの調整要因からみて、

どの項目が特別損益の調整にあたるかという形で再度整理しなおす。その結果が下の表5である。

ここで「過剰調整」とは特別損益にはないが営業キャッシュフロー上では調整項目としてある場合、「調整未了」というのは特別損益が営業キャッシュフロー上調整項目として表れていないものを指す。

表5 営業キャッシュフロー上の調整項目の集計結果（特別損益に関連する項目のみ）

営業キャッシュフロー上の調整項目	件数	過剰調整	不一致	調整未了
固定資産除却損*	96	5	7	4
減損損失*	67	0	0	0
固定資産売却損益*	42	2	2	1
資産除去債務制度適用に伴う影響額*	53	0	0	3
受取補償金、受取保険金、保険解約利益*	18	4	2	9
投資有価証券評価損*	48	3	0	2
貸倒引当金増減	多	多	24	0
投資有価証券売却損益*	21	1	1	0
災害損失*	13	1	2	10
店舗閉鎖損失・同戻入*	14	1	1	6
本社移転費用引当金、店舗閉鎖損失引当金増減	12	6	5	6
特別退職金*	7	0	0	3
受入助成金、補助金*	6	2	0	3
災害損失引当金増減	6	3	2	0
事業譲渡・分離損益*	6	0	0	2
新株予約権戻入益*	3	0	0	2
退職制度、年金制度変更益*	4	0	0	7
賞与引当金増減	多	多	3	0
訴訟関係費用*	3	1	0	2
固定資産圧縮記帳損*	3	0	0	0
特別引当金戻入益*	3	0	1	4
本店移転費用*	2	0	0	3
特別対策費*	1	0	0	1
資産除去債務戻入	1	0	1	2
受取損害賠償金*	1	0	0	1

この結果をもとに、5. 調査の分析・整理で行った特別損益項目の類型化を考慮し、営業キャッシュフローの調整項目のうち、特別損益の調整項目とする項目（上記の(B)）と特別損益の調整項目としない項目（上記の(D)）に分ける。

「過剰調整」が多い項目・金額不一致が多い項目は、特別損益以外の要因を調整してしまう可能性があるため特別損益の調整項目とはしない。このため、引当金の増減に関する調整は原則として調整項目とはしない。（引当金の戻入、繰入など特別損益との関連が明確になっている場合は行

¹⁸ 調整は特別損益のキャッシュフロー上の性質を加味して行われるため、調整後損益は純粋な損益概念とは異なることに注意が必要である。また、調整後損益はキャッシュフロー分析にあたり参考として算出するものであり、営業キャッシュフロー上に表示を予定するものではない。営業キャッシュフローの表示はあくまで現行規定を前提にしている。

う。)一方、「調整未了」が多い項目については、調整したほうがより特別損益の要因を排除できるため、特別損益の調整項目とする。これをもとに上記の表で*をつけた項目を営業キャッシュフロー上特別損益の調整が行われている項目と判定する。

*の項目について調整を行った調整後損益が、調整によって税金等調整前当期純損益がどの程度まで経常損益に近づいたかを調査し、調整の効果を検証した。この結果が表6である¹⁹。

表6 特別損益項目調整による税金等調整前当期純損益と経常損益の差の変化

	売上比
税金等調整前当期純損益と経常損益との差	0.78%
調整後損益と経常損益との差	0.29%
(参考) 資産除去債務制度適用による要因控除後の税金等調整前当期純損益と経常損益との差	0.68%

以上のように営業キャッシュフローのうち特別損益要因の調整項目を調整することで、税金等調整前当期純損益をかなり経常損益に近づけることができる。しかし、残った0.29%の差は無視できるとはいえない水準である。そこで、差が残った原因を調整後損益と経常損益との差が大きい企業を個別に調査し、その原因を分析した。主なものは表7のとおりである。

表7 調整後損益と経常損益の不一致の原因

企業	差	主な原因
A	2.23%	事業譲渡損益が営業キャッシュフロー上調整されていないため。
B	7.17%	賞与引当金の増減であり特別損益の調整項目としていないため。
C	2.02%	退職制度変更益が営業キャッシュフローでの調整が不明なため。
D	2.21%	退職制度改定損が営業キャッシュフローでの調整が不明なため。
E	2.01%	貸倒引当金戻入であり特別損益の調整項目としていない、調整項目とした投資有価証券売却損は営業外費用となっている。

¹⁹ 特別損益が大きい4社については集計の数字を大きく変化させるため集計から外した。(4社とも調整を行ったほうが経常損益に近づくことは確認済み) 資産除去債務は適用初年度にのみ発生する特殊項目で、これにより特殊損益が必要以上に大きくなっている可能性があるため参考に示した。

調整後損益と特別損益の差をなくすためには、たとえば貸倒引当金の増減について特別損益要因とそれ以外の要因に分けて増減額を調整することが考えられる。そのためには、キャッシュフロー計算書だけでなく損益計算書と突き合わせ調べることが必要で労力が大幅に増加し、また内容がかえってわかりにくくなる可能性があるというデメリットがある。

貸倒引当金戻入のような勘定は、特別損益のみ独立して調整項目とする意義に乏しく、むしろ営業損益などから生じる増減と合算した増減とするほうが理解しやすいと思われる(友田(2012) pp. 56-58)。

また、少額や経常的項目のため損益計算書上は特別損益になっていないが、営業キャッシュフローの調整としては特別損益と同様に調整されてしまう場合もある。例えば、経常的な固定資産売却損を営業外損益として計上している場合などがある。この場合、経常損益の中でも特別損益の色彩を有している項目であるため、特別損益として調整されても大きな問題はないと思われる²⁰。

残差についてその他特別損益による変動額という形で調整を行えば経常損益との完全な対応関係を作ることができる。しかし、上記の差の原因分析からはその必要性は乏しいと思われる。したがって、今回の特別損益要因の調整によって、税金等調整前当期純損益を経常損益類似の損益に調整する方法は一般的に有効だと考えられる。調整後損益と経常損益の差を計算し、その差がまだ大きく残った企業については、個別にさらに財務諸表を詳細に分析すればよい。

7. 今回の分析の限界と意義、今後の研究

前述したとおり、今回の調査分析により、特別損益の営業キャッシュフロー上の特質が明らかになり、それをふまえて税金等調整前当期純損益に特別損益項目を調整した調整後損益を導き、経常損益と営業キャッシュフローの関連をより明確に

²⁰ 固定除却損で過剰調整5件のうち1件、金額不一致7件のうち5件は営業外費用に計上されている。

できるとの知見を得られた。しかし、得られた知見にはいくつかの限界があると思われる。これについて以下検討することで、今回の分析の意義をより明らかにするとともに、今後の研究を考えてみたい。

第一の限界は、今回の分析は一部の企業をサンプルとして調査した結果に基づくものであり、汎用的なものと必ずしもいえないということである。会計原理から理論的、演繹的に考察したものではないため、この分析がすべてにあてはまるということができない。また、単独企業のキャッシュフロー計算書のみ採り上げており、連結キャッシュフロー計算書をカバーできておらず検討として不十分な点はある。

しかし、今回の分析は一部の企業にあてはまるもので一般性がないとはいえないと思う。特別損益として固定資産売却損益、減損損失など主要なものはほぼ対象となっている。また、特別損益が営業キャッシュフローに与える影響を特別損益の会計的性質に基づいて考察しており、特別損益の性質、営業キャッシュフローの調整過程に一定の知見を得られたものと考えられる。

今後は上場会社の本来の開示対象である連結キャッシュフローについても東証一部上場会社などを対象に別途調査を行い、分析を行うことが必要であろう。これにより、連結キャッシュフローも含めたキャッシュフロー計算書全体について考察が可能になり、本稿の分析結果をより一般化できる。

第二の限界として、今回の考察の対象が特別損益項目だけであり、営業外損益項目が含まれていない点である。このため、損益計算書のうち経常損益と営業キャッシュフローとの関連づけは行われたものの、営業損益と営業キャッシュフローとの関連づけは行われていない。営業キャッシュフローの本来の性質が企業の営業活動による資金の増減を明らかにするものであることに鑑みると、特別損益に加え営業外損益を含めて税金等調整前当期純損益がどのように調整されるかを明らかにすることが望ましい。これによって、営業損益と

営業キャッシュフローの相互関係を明確にしておくことができる。また、国際会計基準では、営業損益という概念はあるが、特別損益は計上を禁止されており経常損益というのは日本独自の概念になっている。本研究がさらなる意味をもつには営業外損益も含めた考察が不可欠である。

とはいうものの、日本では損益計算書の中で経常損益は依然重要と考えられており、収益性の分析は経常損益を中心としている。この点を考えれば、特別損益の営業キャッシュフローにおける意味を示した本研究には一定の意義があるであろう。

第三の限界として営業キャッシュフローの調整項目を分析しても所詮営業キャッシュフロー内の表示区分の問題であり、会計学的に果たして十分な意義があるのかという問題が考えられる。

キャッシュフロー計算書は、特に間接法による場合には損益計算書や貸借対照表をもとに作成されるため、二次的な財務資料としての色彩が強い²¹。そのため、キャッシュフロー計算書と他の財務諸表との関連、特に損益計算書の関連の明確化が求められる。キャッシュフローの認識・測定自体は明快で単純な基準であり、キャッシュフロー計算書においては表示方法が重要である。しかし、現在の営業キャッシュフローでは調整項目の配列に規則性がなく、調整項目の意味を理解することが難しい²²。したがって、本研究のように個々の調整項目の性質をより深く分析することは営業キャッシュフローと営業損益との関連をより深く理解することにつながるができる²³。

第四に、現在の国際会計基準では財務諸表の表示について抜本的な見直しが行われており今後大幅な変更が行われる可能性がある。これに伴い日本の財務諸表の表示も大幅に変更される可能性がある。そのような状況の中で、現行の様式のもとでその詳細な分析を行っても果たして意義は十分

²¹ 染谷 (1999) pp.158-159, 174-175、鎌田 (2003) pp.45-47

²² 中野=清水 (2006) p.3、溝上 (2004) pp.68-69 溝上はリー・のキャッシュフロー計算書と日本のキャッシュフロー計算書を比較して、営業キャッシュフローでは、小計に示される本来の営業活動を示すことが必要だと述べられている。

といえるかという問題がある。国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が2008年10月にディスカッション・ペーパー (DP)「財務諸表の表示に関する予備的見解」を公表した。さらに、2010年7月に「財務諸表の表示に関する公開草案のスタッフ案」(SD) が出され、内容の見直しが行われた。(友田 (2012) p.48) ここでは、キャッシュフロー計算書について、①直接法に限定する、②区分を事業 (さらに営業、投資に細分)、財務、非継続事業、法人所得税、所有者持分の5区分とする (財政状態計算書、包括利益計算書と統一する)、③キャッシュフロー計算書の科目から包括利益計算書の科目までの調整を行う明細表を作成する、という大きな改正が提案されている。日本でも会計のコンバージェンスの推進から財務諸表の表示形式を国際会計基準に合わせる「財務諸表の表示に関する論点の整理」が2009年に行われ、国際会計基準に示された新しいキャッシュフロー計算書の表示の妥当性について検討が行われている。

本研究は現行のキャッシュフロー計算書の表示形式を前提にしており、このように表示形式が大きく変動するもとは些末な範囲の分析である。しかし、キャッシュフロー計算書と損益計算書の関連を研究していくことは、今後も必要になる分野であり²⁴、今回の特別損益の分析も両者の関係をより深く理解することにつながると思われる。特に特別損益の多くはキャッシュフロー上の増減を生じないという結果は、財務分析を行うときに見逃せないポイントだと思われる。

8. おわりに

本稿で営業キャッシュフローにおいて特別損益

項目がどのように調整されるのか概要を示すことができた。問題の根本には間接法によるキャッシュフロー計算書が損益計算書をベースに作成されるにもかかわらず、損益計算書とキャッシュフロー計算書の表示方法がばらばらでつながりが悪いことにあるように思われる。

損益計算書は日本の伝統的様式により、その表示方式について変更が行われていない一方、キャッシュフロー計算書は米国の様式からスタートした国際会計基準の様式に沿っている²⁵。表示形式は大まかに規定されているのみであり、項目の設定や配列が企業によってまちまちである。このため、損益計算書では営業損益、経常損益、当期純損益といった段階利益が表示され、その各々が重要な意味を持つが、キャッシュフロー計算書ではこれに対応する段階キャッシュフローというものがない²⁶。連結キャッシュフロー計算書等の作成に関する実務指針7で、営業キャッシュフローにおいては、小計までを概ね営業損益に対応するキャッシュフローとしているものの、明確な定めでなく、小計は独立した段階キャッシュフローとなっていない。

損益項目は最終的にはキャッシュの増減という形でキャッシュフローに反映されるものである。したがって、損益計算書とキャッシュフロー計算書を対比させ、損益項目がキャッシュフローの増減まで至っているかを読み取ることが有効であ

²⁴ 鎌田 (2003) pp.2-8では、発生主義会計の限界から利益と対比させてキャッシュフローを把握することの必要性を述べている。また、岡部 (2010) pp.62-72でキャッシュフロー計算書と損益計算書の関係を「利益の質」概念を中心に分析している。「利益の質」は多義的な概念であるが、利益がキャッシュフローに裏づけられているかが「利益の質」を評価するうえで重要という有力な見解が紹介されている。また、IASBのDP, SDでキャッシュフロー計算書と包括利益計算書の調整表が義務付けられていることもキャッシュフロー計算書と損益計算書の関連性の情報が有用であることを示している。

²⁵ トーマツ (1999) pp.84-85、中野=清水 (2006) p.3 キャッシュフロー計算書が米国と同様の様式となった理由の1つとして、日本の営業損益概念と国際会計基準の営業損益概念が異なるため、計算開始利益を (税金等調整前) 当期純損益としたことが述べられている。

²⁶ 溝上 (2004) p.68、中野=清水 (2006) pp.6-9 いずれも営業損益と営業キャッシュフローについて、対応の必要性が述べられている。

²³ 百花草 (2001) pp.128-136では、営業キャッシュフローと利益の相関を調査し、キャッシュフローと営業利益との相関が高いが、キャッシュフローと当期純損益との相関はそれに比べれば低いとの調査結果を示しているが、その詳細な原因分析は行われていない。本稿では、特別損益の特質を明確にすることで、その原因の一端を分析できたと思われる。(ただし、百花草 (2001)の営業キャッシュフローは資金収支表によるもので、キャッシュフロー計算書の営業キャッシュフローとは若干異なる)

る²⁷。そのためには、損益計算書とキャッシュフロー計算書とを比較対照して理解できる表示形式が必要である。

財務分析は現在でも損益計算書と貸借対照表が中心で、キャッシュフロー計算書は十分に活用されていない。キャッシュフロー計算書はどのような情報を提供し、それが他の財務諸表と関連しどのような意味を持つのか理解を深めていくことが必要である。その際には、本稿のように具体的な財務諸表をもとに分析していくという手法が有効と考える。

〈参考文献〉

- [1] 石坂秀幸「キャッシュフロー分析」、星雲社、2008
- [2] 伊藤邦雄「ゼミナール現代会計入門（第5版）」、日本経済新聞社、2006
- [3] 太田昭和監査法人「問答式 商法会計の実務（第2版）」、中央経済社、1992
- [4] 岡部勝成「キャッシュフロー会計情報と企業価値評価」、税務経理協会、2010
- [5] 鎌田信夫「キャッシュフローの会計の原理（新版）」、税務経理協会、2003
- [6] 菊谷正人編「IFRS IAS徹底解説」、税務経理協会、2009
- [7] 柴谷恭次郎「キャッシュフロー会計論」、中央経済社、1999
- [8] 滝口勝昭「設例でわかるIFRSの会計実務」、中央経済社、2009
- [9] 監査法人トーマツ他「キャッシュフロー計算書作成実務と経営管理」、清文社、1999
- [10] 監査法人トーマツ監訳「国際財務報告基準詳説第2巻」、レクシスネクサスジャパン、2010
- [11] 友田和彦「キャッシュフローの計算書の理論と作成実務（完全解説第3版）」、財経詳報社、2012
- [12] 中野一豊、清水克益「キャッシュフロー計算書の構造とその問題点」[豊橋創造大学紀要第10号]、2006
- [13] 平井謙一「資金4表の完全理解と実践応用」、生産性出版、1999
- [14] 溝上達也「T.A.リー学説における「営業活動からのキャッシュフロー」の意味」、[松山大学論集]第12巻第6号、2001 pp.83-98
- [15] 溝上達也「キャッシュフロー計算書における営業概念の意味」、[会計]、2004、6 pp.57-71
- [16] 百合草裕康「キャッシュフロー会計情報の有用性」、中央経済社、2001
- [17] IASB [International Accounting Standard] No.7 (IAS 7) Cash flow statements、2006
- [18] IASB [DISCUSSION PAPER Preliminary Views on Financial Statement Presentation]、2008、pp.74-82、110-111
- [19] IASB [Staff Draft of Exposure Draft IFRS X FINANCIAL STATEMENT PRESENTATION]、2010、pp.39-46

²⁷ 百合草（2001）pp.51-70は、キャッシュフロー計算書による情報が、将来キャッシュフローを評価するための情報提供機能、キャッシュフローを生み出す営業利益の質を評価する機能、会計方法の選択が会計利益に与える影響を評価する機能を有する点でキャッシュフロー計算書の有用性を説明している。このうち第2、第3の機能はキャッシュフローと利益を対比することで明確になるものであり、キャッシュフロー計算書と損益計算書の対比が重要であることを示している。